令和元年度 財政援助団体等監査(2)監査結果措置状況

≪(公財)神戸市スポーツ協会・(株)加藤商会・アシックスジャパン(株)共同企画

(市立王子スポーツセンター・市立ポートアイランドスポーツセンター指定管理者) ≫

監査結果の概要	措置内容	措置状況
監査 結果の概要 (1) 指摘事項 ①使用料の収納及び入金を適正に行うべきもの 正子スポーツを力に関係でで理解は、本行うをといれていたが、指定でで理を明にするとは、本ででで理を明にするとは、本でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	アについて、スタジアムの券売機で収納した使用料の集金と専用口座への入金が月に1、2回しか行っていなかった原因は、王子スポーツセンターの事務所からスタジアムまでに距離があり、事務効率の観点から、まとめて月1、2回の集金および入金としていたためであった。令和元年12月1日より、日々、券売機から集金し、専用口座に入金するよう事務を改めた。 イについて、プール営業期間中に収がした使用料を営業期間経済であるとしていた使用料を営業期間を高いたのであった。 原因は、営業期間中の使用料管理を含いためであった。 令和2年度のプールの使用料について	措置状況 措置済
専用口座に入金していた事例。 ②指定管理業務にかかる銀行口座名義を		
共同事業体の名称を冠した口座とするべきもの		I# III I. W.
指定管理業務で使用している銀行口座 の名義を確認したところ,使用料金収納	指定管理者に対し、共同事業体名での 口座を作成するよう申し伝えるととも	措置方針

口座は代表団体である(公財)神戸市スポーツ協会名義で施設ごとに作成,指定管理料収納口座は(公財)神戸市スポーツ協会名義で北須磨文化センター以外の施設で1口座作成していた。

本市の指定管理者制度における共同事 業体については、制度全般に関する基準 が整備されていないが, 庁内の施設所管 課向けのマニュアルである「公の施設の 指定管理者制度運用マニュアル」では, 「11.6 資金管理専用口座の開設」で、 「使用料収入や使用料返還事務に係る資 金及び修繕費については、ペイオフ対策 等のため,必ず指定管理者に専用口座(預 金保険法第51条の2第1項に規定する決 済用預金) を開設させて管理させてくだ さい。」とされている。また,「公の施設 の指定管理者制度運用マニュアル【様式 集】」では、共同事業体協定書のひな型の 中で、「当事業体の取引金融機関は、○○ 銀行○○支店とし、共同事業体の名称を **冠した代表者の名義により設けられた別** 口預金口座によって取引するものとす る。」とされている。なお、この様式集の 目次には、「この様式集はあくまで一例で す。施設の特性等に応じて,適宜必要な 修正を加えてください。」と記されてい る。

以上のことから,共同事業体の名称を 冠した銀行口座名義とすることは,マニュアル上義務付けられていないが,共同 事業体の名称を冠しない会社名義の口座 の場合,その名義の会社が破産したとき に,口座内の金員の帰属にリスクが生じ る。

共同事業体固有の財産と峻別するため,本市所管局は,共同事業体の名称を 冠した口座を施設ごとに設けるよう,指 定管理協定や仕様書で示し,遵守させる べきである。 に, 指定管理協定を変更する。

現在,指定管理者においては,共同事業体の名称を冠した口座の開設手続きを 進めている。